

平成26年8月1日から

育児休業手当金・介護休業手当金の支給日額の上限が変更されます。

共済組合から支給する育児休業手当金・介護休業手当金は支給日額の上限が設けられております。

この支給日額の上限は雇用保険法の育児休業・介護休業給付に準じておりますが、平成26年8月1日より、支給日額の上限が以下のとおり変更となりますのでお知らせします。

	変更後	変更前
育児休業手当金 (支給率 67/100 [※])	12,973円	13,001円
育児休業手当金 (支給率 50/100)	9,681円	9,702円
介護休業手当金	7,745円	7,761円

※ 平成26年4月1日以降に育児休業を取得された場合、育児休業の開始から180日間は育児休業手当金の支給率は67/100となります。(181日目以降の支給率は50/100です。)

☆ 支給日額の上限を超える給料月額

一般職：340,890円 特別職：426,030円